

## 寒川町技能者表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、個人事業者又は中小企業に勤務する者で永く同一業種に従事し、技能、技術の錬磨及び後進の育成等その職種の向上発展に寄与した者を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、技能功労者表彰及び優秀技能者表彰とする。

### (表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、別表に定める職種に従事している者のうち、町内に居住している者、町内の事業所に従事している者又は町内の事業に関わっている者でその期間が5年以上であり、かつ、それぞれ各号中に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

#### (1) 技能功労者

- ア 同一の職種に30年以上従事している年齢55才以上の者
- イ 優れた技能をもち他の模範と認められる者
- ウ 指導的な立場にある者
- エ 優秀技能者表彰を受けた日から5年以上を経過した者

#### (2) 優秀技能者

- ア 同一の職種に20年以上従事している年齢40才以上の者
- イ 優れた技能をもち他の模範と認められる者
- ウ 引続きその職種に従事する者

2 前項第1号ア又はエの要件に該当しない者であっても、町長が特に功績顕著と認められたものに対しては表彰することができる。

### (推薦)

第4条 町長は、当該職種の団体その他町長が適当と認める者(以下「団体等」という。)に表彰すべき者の推薦を依頼するものとする。

2 前項の規定により依頼を受けた団体等の代表者等は、技能功労者等推薦書(第1号様式)に就労証明書(第2号様式)を添付のうえ、町長に提出し、表彰すべき者の推薦を行うものとする。

(決定)

第5条 町長は、前条の推薦書の提出により、別に定める寒川町技能者表彰審査委員会の審査を経て、表彰すべき者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年7月1日現在の調査により、当該年度内に表彰式を行う。表彰を受けるべき者が表彰前に死亡した場合は、その遺族を代理人として表彰を行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 平成2年度及び平成3年度に限り、第6条の規定により表彰式を行う場合において、同条中「11月」とあるのは「別に定める日」と読み替えてするものとする。

附 則(平成3年10月31日)

この要綱は、平成3年10月31日から施行する。

附 則(平成4年10月31日)

この要綱は、平成4年10月31日から施行する。

附 則(平成5年10月1日)

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日)

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

1	建築大工
2	瓦屋根ふき職
3	左官職
4	とび職
5	れんが積・タイルエ
6	配管技士
7	畳士
8	ガラス装着工
9	電気工事士
10	塗装工
11	広告美術師
12	表具師
13	印判師
14	板金工
15	自動車整備士
16	自転車組立修理工
17	時計修理士
18	染物職
19	洋服仕立師
20	洋裁師
21	和裁師
22	建具職
23	寝具製造職
24	打綿職
25	印刷工
26	石工
27	衛生師
28	調理師

29	ふぐ包丁師
30	豆腐製造職
31	写真師
32	理容師
33	美容師
34	クリーニング師
35	あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう師
36	造園師
37	スレート工
38	建設車輛操作士
39	建設関係作業主任
40	土木技士
41	建築技士
42	型枠工
43	溶接工
44	金属加工技術師
45	革工芸師
46	和紙工芸師
47	木工・竹工芸師
48	その他町長が適当と認めた職種